

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 知事指定薬物の指定

○ 要保護児童対策地域協議会の設置の一部
改正

【公告】

○ 随意契約の相手方の決定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工
事の完了

【人事委員会】

○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正
する規則

（県例規集登載）

環境管理課

医薬安全課

子ども家庭課

税務課

建築指導課

人事委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 ローム・ワコー株式会社
住所 岡山県笠岡市富岡100番地
- 氏名 代表取締役社長 吉岡 浩文
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 ローム・ワコー株式会社
所在地 岡山県笠岡市富岡100番地

令和5年6月27日 岡山県公報 第12509号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(D素-149)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(WD-139)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(WD-029)	
能	力	150枚/日		同左		20ロット/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和5年9月30日		令和5年11月15日		—	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和5年10月30日		令和5年11月15日		—	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和5年10月30日		令和5年11月15日		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.45	0.55	3.40	4.25	6.41	6.65
	p H	13~14	13~14	1~2	1~2	1~2	1~2
	B O D (mg/L)	50	100	同左		同左	
	S S (mg/L)	10	20				
	油 分 (mg/L)	—	—				
	T - N (mg/L)	50	100				
	T - P (mg/L)	50	100				
	シアン化合物(mg/L)	—	—				
	砒素 (mg/L)	—	—				
	ふっ素 (mg/L)	—	—				
	鉛 (mg/L)	—	—				
	ほう素 (mg/L)	—	—				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	20	40	25	50	25	50	

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(D素-149、WD-139)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和5年6月27日 岡山県公報 第12509号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No.2 (酸・アルカリ排水処理施設)				同左				
種 類 及 び 型 式	連続自動中和				同左				
構 造	鋼製				同左				
主 要 寸 法	W=1,800mm L=3,200mm H=1,800mm				同左				
能 力	1,300m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	中和・凝集・ろ過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1,203.61	1,249.15	1,203.61	1,249.15	1,201.05	1,247.30	1,201.05	1,247.30
	p H	2.0~3.0	2.0~3.0	7.1~7.3	7.1~7.3	同左			
	BOD (mg/L)	25	50	11.9	19.8				
	S S (mg/L)	25	50	5.2	23				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T-N (mg/L)	40	50	31.5	43				
	T-P (mg/L)	25	50	0.2	0.4				
	シアン化合物 (mg/L)	-	0.5	-	-				
	砒素 (mg/L)	-	0.05	-	-				
ふっ素 (mg/L)	15	30	5.6	7.5					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和5年6月27日 岡山県公報 第12509号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		No.2（酸・アルカリ排水処理施設）				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	鉛（mg/L）	-	-	-	-	同左			
	ほう素（mg/L）	-	5	0.2	0.3				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）	20	25	15.8	21.5					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年6月27日から同年7月18日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第三百三十八号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 二―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―一―「二―（ピペリジン―イール）エチル」―一H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Etonitazepipne、N―Piperidinyl Etonitazene）及びその塩類

2 （二R・三R）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン、（二S・三S）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン（通称名三―CPM、三―Chlorophenmetrazine）及びその塩類

3 N―（アダマンタン―イール）―一―（四―フルオロブチル）―一H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名四F―ABINACA、四F―ABUTINACA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和五年六月二十八日から施行する。

◎岡山県告示第三百三十九号

平成十九年岡山県告示第四百三十八号（要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二の項中「岡山県保健福祉部」を「岡山県子ども・福祉部」に改め、第三の項中「岡山県保健福祉部」を「岡山県保健医療部」に改め、岡山県子ども・福祉部」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

〔三三五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和五年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
ゴルフ場利用税及び県たばこ税申告・納入の電子化に伴う税務システム改修業務
- 二 契約期間
令和五年六月七日から同年十二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年六月七日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
三三、一七六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、〇一六、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔三三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字池ノ内七二七―六、七二七―七、七二七―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市黒崎二九七―四メルガーデンD棟一〇五号

丸田正美津

三 許可年月日及び許可番号

令和五年四月十日岡山県指令建指第一八号

◎岡山県人事委員会規則第四十二号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月二十七日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部地域部地域課の項中「警察本部地域部地域課」を「警察本部警備部警備課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和三年七月一日から適用する。